

内部監査の実施状況について(令和5年度)

富山労働局

監査対象官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
<p>富山労働局各部・室</p> <p>富山労働基準監督署 他3署</p> <p>富山公共職業安定所 他6所(出張所1所を 含む)</p>	<p>令和5年9月11日 ～ 令和5年10月5日</p>	<p>①総務・人事に関する事項</p> <p>②会計経理事務に関する事項</p> <p>③管理事務に関する事項</p>	<p><u>①総務・人事関係に関する指摘事項</u></p> <p>・超過勤務の実績があるにもかかわらず超過勤務命令が発せられていなかったことにより、超過勤務手当が未支給となっているものが認められた(1所)。          ・職務専念義務免除の承認において、実績時間の事後確認が行われていないものが見受けられた(1部・室、1署、1所)。          ・出勤簿や休暇簿の表示(記載)内容に誤りが見られた(2部・室、1署、1所)。          ・旅行命令の発令漏れや交通費の算定誤り等により、旅費の未払や過誤払となっているものが認められた(1署、1所)。          ・旅行命令簿について、SEABISの誤入力等の事務処理誤りにより、旅行命令日や旅行命令取消表示の誤りが見受けられた(2署、1所)。</p> <p><u>②会計経理事務に関する指摘事項</u></p> <p>・重要物品等を登記している管理台帳・物品管理簿の記載事項に、一部、不備が見受けられた(1署、1所)。          ・契約事務については概ね適切に処理されていたものの、1者応札・1者応募の件数が増加していることについて、今後、適切な対応を検討すること等の注意喚起を行った(口頭注意)。</p> <p><u>③管理事務に関する指摘事項</u></p> <p>・官職証明書の使用にあたり、官職証明書管理担当者の視認の下で行われていない等の不適切な取扱いが見受けられた(1部・室、1署、1所)。</p>	<p>指摘事項の再発防止に向け所要の見直しを行った「総務・会計関係書類の作成ガイド」及び「適切な会計・管理事務の執行に向けた管理者点検マニュアル」等の活用により、基本的事務処理の徹底を図り、より一層の事務処理体制の充実と相互けん制体制の確立に努めるよう、庶務・会計担当課長会議(2月)及び新任管理者研修(3月)において指示した。</p> <p>また、未支給・未払・過誤払となったものについては、再度、事実確認を行ったうえ、年度内に追給又は回収処理を完了した。</p>